(k) 原産性を与えることとなる基準として域内原産割合が用いられている場合には、ＦＯＢ価額
(l) 産品の数量
(m) 連続する原産地証明書については、最初の原産地証明の番号、発給の日付、最初の輸出締約国におけるＲＣＥＰ原産国及び該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号

2
(a) 原産地申告
(b) 輸出者の氏名又は名称及び住所
(c) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
(d) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
(e) 産品の品名及び統一システム番号（六桁番号の水準）
(f) 認定された輸出者については、輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号
(g) 固有の参照番号
(h) 原産性を与えることとなる基準
権限を与えられた署名者による証明であって、原産地申告に記載された産品が第三章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載されたもの
(i) 第二・六条（関税率の差異）に規定するＲＣＥＰ原産国
(j) 原産性を与えることとなる基準として域内原産割合が用いられている場合には、ＦＯＢ価額
(k) 産品の数量
(l) 連続する原産地申告については、最初の原産地証明の番号、発給の日付、最初の輸出締約国におけるＲＣＥＰ原産国及び該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号

第四章　税関手続及び貿易円滑化

第四・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「税関当局」とは、各締約国の法律に基づいて関税法令の運用及び執行について責任を有する当局をいう。

(b) 「関税法令」とは、物品の輸入、輸出、移動又は蔵置に関する法令であって、その運用及び執行について特に税関当局が責任を有するもの並びに税関当局がその法令上の権限に基づいて定める規則をいう。

(c) 「税関手続」とは、締約国の税関当局が自国の関税法令の対象となる物品及び輸送手段に対して適用する措置をいう。

(d) 「急送貨物」とは、物品の迅速な国境を越える移動のための貨物サービスを運営し、かつ、これらの物品について税関当局に対する責任を引き受ける企業により又は当該企業を通じて輸入される全ての物品をいう。

(e) 「輸送手段」とは、締約国の関税領域に出入りする各種の船舶、車両及び航空機であって、自然人又は物品を輸送するものをいう。

第四・二条　目的

この章の規定は、次のことを目的とする。

(a) 各締約国の関税法令の適用における予見可能性、一貫性及び透明性を確保すること。

(b) 各締約国の税関手続の効率的な運用及び物品の迅速な通関を促進すること。

(c) 各締約国の税関手続を簡素化し、及び関連する国際的な基準に可能な限り調和させること。

(d) 締約国の税関当局の間の協力を促進すること。

(e) 世界的及び地域的なサプライチェーンのための環境を強化すること等を通じて、締約国間の貿易を円滑にすること。

第四・三条　適用範囲

この章の規定は、締約国間で取引される物品及び各締約国の関税領域に出入りする輸送手段に適用される税関手続について適用する。

第四・四条　一貫性

1 各締約国は、自国の関税法令が自国の関税領域全体において一貫して実施され、及び適用されることを確保する。第一文の規定は、締約国の関税法令が裁量を認める場合において当該締約国の税関当局が当該裁量を行使することを妨げるものではない。ただし、当該裁量が当該締約国の関税領域全体において一貫して、かつ、当該締約国の関税法令に従って行使されることを条件とする。

2 各締約国は、1に規定する義務を履行するに当たり、自国の関税領域全体において自国の関税法令の一貫した実施及び適用を確保するための行政上の措置を採用し、又は維持するよう努める（自国の地方税関官署の間において自国の関税法令の一貫した適用を確保する行政上の制度を構築することによることが望ましい。）。

3 各締約国は、2に規定する行政上の制度の運用を改善するために当該行政上の制度に関する自国の慣行及び経験を他の締約国と共有するよう奨励される。

4 締約国が1及び2に規定する義務を遵守しない場合には、他の締約国は、第四・二十条（協議及び連絡部局）の規定に基づく協議の手続に従ってその問題について当該締約国と協議することができる。

第四・五条　透明性

1 各締約国は、政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるようにするため、差別的でない態様で、かつ、容易に入手可能な方法により、可能な限りインターネットにおいて、次に掲げる情報を速やかに公表する。

(a) 輸入、輸出及び通過のための手続（港湾手続、空港手続その他の入国地点における手続を含む。）並びに所要の書式及び書類
(b) 輸入若しくは輸出について又はこれらに関連して課される全ての種類の税の実行税率
(c) 輸入、輸出若しくは通過について又はこれらに関連して政府機関により又は政府機関のために課される手数料及び課徴金
(d) 産品の関税上の分類又は評価に関する規則
(e) 原産地規則に関連する法令及び一般に適用される行政上の決定
(f) 輸入、輸出又は通過の制限又は禁止
(g) 輸入、輸出又は通過の手続の違反に対する罰則
(h) 異議の申立て又は審査の請求のための手続
(i) 自国が締結している一若しくは二以上の国との間の協定又はその一部であって、輸入、輸出又は通過に関するもの
(j) 関税割当ての運用に関する手続

2 各締約国は、特に、次に掲げる情報をインターネットを通じて利用可能なものとし、可能な限り、かつ、適当な場合には、これらの情報を更新する。

(a) 輸入、輸出及び通過のための手続（異議の申立て又は審査の請求のための手続を含む。）の概要
(注) であって、輸入、輸出及び通過のために必要な実際的な手順を政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者に周知するもの

注　各締約国は、この概要についての法律上の制約を自国のウェブサイトにおいて明記する裁量を有する。

(b) 自国の領域への輸入、自国の領域からの輸出又は自国の領域の通過のための所要の書式及び書類
(c) 次条（照会所）に規定する照会所の連絡先及び税関に係る事項についての照会の方法に関する情報

3 各締約国は、新たな関税法令を策定し、又は既存の関税法令を改正する場合には、可能な限り、その新たな又は改正される関税法令の案を公表し、又は容易に利用可能なものとし、及び利害関係を有する者に対し、当該関税法令の案について意見を提出するための適当な機会を与える。ただし、事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。